

地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市公衆浴場組合（以下「浴場組合」という。）が実施する地域のつどい・ふれあい入浴事業に対して、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けている市内の公衆浴場及び市長が特に認める市外の公衆浴場（入浴料金を物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の範囲内とし営業している公衆浴場）をいう。
- (2) 地域のつどい・ふれあい入浴事業 市民に入浴と集いの場を提供し、相互の親睦と心身の健康増進を図るため、浴場組合が毎週日曜日（公衆浴場の休業日である場合はその翌日）に、前号の公衆浴場の営業時間内において、本市内に住所を有する満65歳以上の高齢者、小学生及び乳幼児を低額又は無料で入浴させる事業（以下「入浴事業」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、浴場組合とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、当該年度中に実施する入浴事業に係る入浴料金とする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、入浴事業の利用者の人数に別表第1に定める額を乗じて得た額を限度に、予算の範囲内で交付する。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の額があるときは、これを切り捨てるものとする。

(利用者の負担)

第6条 入浴事業の利用者のうち、別表第2左欄に掲げる者は、同表右欄に定める額を負担する。

(交付の申請)

第7条 浴場組合は、規則第3条の規定による申請をしようとするときは、市長が別に定める期日までに、地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 地域のつどい・ふれあい入浴事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 規則及びこの要綱を順守すること

(交付決定通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請等)

第10条 浴場組合は、第8条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、地域のつどい・ふれあい入浴事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更（中止・廃止）承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに地域のつどい・ふれあい入浴事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(状況報告)

第11条 浴場組合は、規則第10条の規定により、補助事業等の遂行の状況に関し、各公衆浴場の毎月の入浴者数の状況を速やかに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 浴場組合は、規則第12条の規定により報告しようとするときは、地域のつどい・ふれあい入浴事業実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 地域のつどい・ふれあい入浴事業報告書

(2) 収支決算書

(額の確定通知)

第13条 規則第13条の規定による通知は、地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金額確定通知書（様式第6号）によるものとする。

(交付の請求)

第14条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項の規定において、準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第15条 規則第17条第3項において準用する第6号の規定による通知は、地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

（返還命令）

第16条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、地域のつどい・ふれあい入浴事業補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

（1）千葉市公衆浴場老人無料入浴事業補助金交付要綱

（2）千葉市シルバー健康入浴事業実施要綱

（3）千葉市ユウユウサンデー事業実施要領

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表第1

利用者の区分	基準額
満65歳以上の高齢者	350円
小学生	170円
乳幼児	70円

別表第2

利用者の区分	負担額
満65歳以上の高齢者	100円